

# 指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和5年度		
施設名	秋田県田沢湖スキー場	設置年	昭和 45 年
所在地	仙北市田沢湖生保内字下高野73-2		
指定管理者	田沢湖高原リフト株式会社		
県所管課	観光戦略課 観光地域マネジメント推進 チーム		

## 1 施設の概要

設置目的	スポーツ及び観光レクリエーション活動の振興を図り、県民の健康の増進や県内外の交流を促進することで地域の活性化を図る。					
県の施策上の施設の位置付け	<p>新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標</p> <p>人口減少の進行やデジタル技術の進展等のほか、コロナ禍により旅行ニーズの個人化・個性化が一層強まるなど、観光を取り巻く環境が大きく変化している中、自立した稼ぐ観光エリアの形成に向けた地域観光の中核施設</p> <p>新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として施設に求められているもの</p> <p>スポーツ及び観光レクリエーション活動をするための施設や設備の安全・安心な運営管理</p>					
施設の面積	敷地面積1,775,538.76㎡、延床面積5,359.14㎡					
主な設置施設	管理センター、スキーセンター、かもしかハウス、銀嶺ハウスなど					
指定管理業務の内容	料金制	有（完全利用料金制）				
	料金設定	別紙				
	サウンディング実施対象施設※	○				
	指定期間	R3.6.1 ～ R8.5.31				
	営業期間・時間	12月～4月 午前9時～午後4時				
	秋田県田沢湖スキー場に関する次の業務 ①管理運営業務②施設設備維持管理業務 ③企画運営業務④事務処理業務					
自主事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スキー場内のレストラン施設における食事の提供</li> <li>・スキー場内においてレンタルスキー、託児所、売店の営業</li> <li>・各種大会の実施</li> </ul>					
直近3年の年間利用者数	R3	83,361 人	R4	96,573 人	R5	93,521 人
直近3年の年間利用収入	R3	134,765 千円	R4	170,799 千円	R5	194,657 千円
直近5年の収支決算(単位:千円)		R元	R2	R3	R4	R5
収入計		241,619	204,931	242,601	297,055	318,079
利用料金収入		128,884	118,909	134,765	170,799	194,657
指定管理料						
その他収入		112,735	86,022	107,836	126,256	123,422
支出計		255,656	245,434	265,851	293,141	307,754
人件費		91,938	99,606	100,599	107,891	113,286
光熱水費		24,523	24,482	29,995	36,401	42,143
修繕費		29,100	18,799	16,924	29,967	32,011
外部委託費		2,078	2,170	2,238	2,256	2,377
その他経費		108,017	100,377	116,095	116,626	117,937
差引		▲ 14,037	▲ 40,503	▲ 23,250	3,914	10,325

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

## 2 観点ごとの評価

### <観点 I> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

#### 【ポイント】

施設の設置目的（施設の目指す姿）を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

#### ○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

#### ○目標の設定（毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標）

令和5年度 の目標	利用者数 100,000人
--------------	---------------

#### ○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	実績	93,521	達成率	93.5%	
	具体的な 取組と その効果	インバウンドへのセールスやスノーランド・スノーパークの拡大と遊具などの充実、スキー大会・スキー教室の誘致、リフト料金の見直しに加え、秋田県プレミアム冬遊びクーポンの効果等により、昨年に続き増収となった。一方で利用者数は12月の少雪により、スキー場営業開始の遅れたことから目標に届かなかったが、紅葉リフトの運行等によりスキーシーズン以外の集客にも取り組み利用者の拡大に務めた。			
直近3年 の実績	年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	目標	95,000	90,000	91,000	
	実績	78,032	82,996	96,573	
	達成率	82.1%	92.2%	106.1%	
令和6年度 の目標 (設定根拠)	目標	100,000人			
	設定根拠	円安で拡大傾向にあるインバウンド客や県外利用者の増加に向けた営業活動やスキー大会・スキー教室の誘致活動を通じて集客するとともに、グリーンシーズンの営業を一層拡大する。			

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

### <観点 I> の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	
	県 (所管課)	B	

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。  
また、施設の設置目的（施設の目指す姿）を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

<観点Ⅱ> 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和5年度 の実績	実績	87.6%		
	具体的な 取組と その効果	レストランの食事内容の充実・スノーランド拡幅・スノーパークの充実が好評でお客様の満足度が高かった。アンケート等によりスタッフのあいさつについて比較的到低評価であったため、従業員のミーティングにおいて指導し改善を図った。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R2年度	R3年度	R4年度	
	79.0%	87.1%	87.9%	

<観点Ⅱ>の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
		指定管理者	A
	県 (所管課)	A	

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: 満足度80%以上 B:A及びC以外 C: 満足度60%未満

<観点Ⅲ> 効率性の向上等に関する取組

(1)経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	経費の 低減実績	光熱費、賃金の増加等により販売管理費総額は対前年およそ7.5%の上昇である。うち水道光熱費は総額でおよそ12%の増であるが電力使用量は年間792,142KWでおよそ8.3%減、軽油使用量は年間85,257ℓでおよそ22%節減できた。少雪やLED化の効果もあったが売上向上のためスノーランド拡大等使用電力が増加している中で低減できた。
	具体的な 取組と その効果	ボイラーの燃焼温度・時間の調整や照明設備のこまめな消灯、ペーパータオルの温風への切り替えによる客用消耗品などの見直し、経費の低減に効果があった。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2)収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	収入の 増加実績	利用料金収入が前年比で13.8%増加、総売り上げで13.2%増加した。
	具体的な 取組と その効果	令和5年度は県外や海外のご利用が回復傾向にあり、誘客活動を実施した効果やスノーランド・スノーパークなどの拡大による充実、秋田県プレミアム冬アンビカーポンの効果、販売料金の見直しによる値上げ等で売り上げが増加した。

＜観点Ⅲ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	
	県 (所管課)	B	

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

＜観点Ⅳ＞ 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人員配置 施設の管理運営に必要な人員を配置しており、サービス提供に支障は生じていない。</li> <li>○職員の資質向上 スタッフ研修の実施や各種資格取得を推進している。 東北索道協会などで職員の研修を実施している。</li> <li>○地域や関係団体等との連携 イベント開催への協力や参加など、地域で活動している団体と連携を図っている。</li> <li>○安全対策 施設の点検結果に基づき的確・迅速に修繕を行い、利用者が常に安全に利用できる状態を保っている。</li> <li>○危機管理等 事故防止マニュアル等及び緊急時連絡体制を整備している。 クマの出没に対する対策および講習に参加している。</li> </ul>
--------------	--

＜観点Ⅳ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	A	実績報告書に記載のとおり、施設の管理運営等、指定管理業務を適正に行っている。また、大会・イベント等を通じて地域に貢献している。
	県 (所管課)	B	施設の管理運営にあたり、施設の点検を的確に実施し、利用者の安全確保を図るなど指定管理業務を適正に行っている。

【評価基準】 A: 順調(改善点なし)、B: 概ね順調(重大な問題点なし)、C: 改善が必要(重大な問題点あり)  
県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

## 【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

<b>○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)</b>
仙北、田沢湖地域のスポーツ及び観光レクリエーション活動の拠点として利用され、また、周辺地域への誘客にも寄与している。
<b>○施設運営の課題</b>
1970年に建設されてから53年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、各種設備等の修繕を計画的に実施していく必要がある。
<b>○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)</b>
利用者の安全や利便性の向上を図るための施設修繕を実施し、引き続き、仙北、田沢湖地域のスポーツ及び観光レクリエーション活動の観光拠点施設として周辺地域への誘客を図る。

## 【外部有識者委員会による評価(提言):令和5年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上公表する。

評価(提言)
<b>○施設の管理運営状況について(&lt;観点Ⅰ&gt;～&lt;観点Ⅳ&gt;に対するコメントを記載)</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・R4年度の利用者は大きく増加しており、評価できる。県南地域の冬季観光・スポーツ拠点として今後も尽力いただきたい。</li><li>・国内スキー人口が減少する中、インバウンド誘客対策について検討が必要と考える。特に、最寄りの田沢湖駅は新幹線停車駅であるが、当該駅から離れている立地状況を踏まえ、誘客のための駅からスキー場までのアクセス対応等について検討が必要と考える。</li><li>・R4年度は黒字となっているが、過去の収支は厳しい状況となっていることから、経営改善について検討が必要と考える。</li></ul>
<b>○県の施策達成に向けた施設運営について</b> (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)
<ul style="list-style-type: none"><li>・次期公募に当たっては、過去の収支状況に鑑み、利益確保対策等に係る指定管理料抛出の必要性及び選定基準等に関して検討が必要と考える。また、更なる販促活動等の方向性についても検討が必要と考える。</li><li>・索道設備について、人身事故に繋がる可能性もあることから、限りある財源の中で安全性が担保できない場合は、除却等も含めた今後の対応方針について検討が必要と考える。</li></ul>

**【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和5年度策定】**

今後の対応方針
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
<ul style="list-style-type: none"><li>・インバウンド客や県外客の拡大は経営改善を図る上での最大の課題であることから、令和5年度に韓国・台湾・中国・オーストラリア等をターゲットとした商談会(オンライン含む)やフェア、県外でのPRイベント等に積極的に参加しており、今後も継続的に取り組む。</li><li>・スキー場へのアクセス改善を図るため、JR田沢湖駅からスキー場を経由して乳頭温泉に至るバス路線について、スキーハウス「レラ」前を経由するようにルート変更を運行会社に申し入れているが、現状では新幹線との乗り継ぎ時間の関係で実現しておらず、今後も働きかけを継続していく。</li><li>・今後の経営改善に向けては、全体的なコストの削減を進めつつ、純粋にスキーを楽しみたいお客様に加え、雪遊びや自然とのふれあいの場、食事や喫茶の場、美しい景色を楽しむ場などスキー場の持つ多面的な機能を一年を通じて楽しめる施設への転換を進め、稼ぐ力を計画的に高めていく。</li></ul>
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)
<ul style="list-style-type: none"><li>・次期公募に係る完全利用料金制以外の方法の採用や選定基準等については、物価上昇や最低賃金上昇等の動向を踏まえつつ、サウンディングにより民間事業者等から意見を聴取の上、判断する。また、販促活動等については効果的に行われるよう指定管理者と協議する。</li><li>・安全を第一に適切な施設運営を指定管理者に指導するとともに、安全性に問題がある設備については、速やかに改修・更新を行うとともに、必要な修繕・更新が行われない場合は、休止や除却を行う。</li></ul>

**【今後の対応方針の進捗状況について】**

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

今後の対応方針の進捗状況
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)

(15田沢湖スキー場) 指定管理者制度導入施設評価票 別紙 (料金表)

1 リフトの利用料金

区 分		使用の単位	利用料金の額	
1回券 ペアリフト	小学校児童	1人につき	500円	
	中学校生徒及び高等学校生徒		500円	
	一般		500円	
	60歳以上		500円	
1回券 クワッドリフト	小学校児童		1,000円	
	中学校生徒及び高等学校生徒		1,000円	
	一般		1,000円	
	60歳以上		1,000円	
5時間券	中学校生徒及び高等学校生徒		2,800円	
	一般		4,300円	
	60歳以上		3,600円	
1日券	小学校児童		1,500円	
	中学校生徒及び高等学校生徒		3,000円	
	一般		4,800円	
	60歳以上		4,000円	
	福祉	小学校児童		750円
		中学校生徒及び高等学校生徒		1,500円
		一般		2,400円
		60歳以上		2,000円
	企画	小学校児童		750円以上1,400円以下
		中学校生徒及び高等学校生徒		1,500円以上2,900円以下
		一般		2,400円以上4,700円以下
		60歳以上		2,000円以上3,900円以下
シーズン券	小学校児童		15,000円	

	中学校生徒	25,000円
	高等学校生徒	30,000円
	一般	65,000円
	60歳以上	55,000円
	70歳以上	30,000円
企画	小学校児童	10,000円
	中学校生徒	17,000円
	高等学校生徒	21,000円
	一般	45,000円
	60歳以上	38,000円
	70歳以上	18,000円

備考

- 1 この表における「1日」とは、営業の開始時刻から営業の終了時刻までをいう。
- 2 この表における「小学校児童」及び「中学校生徒及び高等学校生徒」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 3 この表における「福祉」は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は被爆者健康手帳を所持する者が使用する場合に適用する。
- 4 この表における「企画」は、企画商品の種類に応じて、表に定める金額の範囲内において指定管理者が別に定める。

2 会議室の利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額	
会議室	A	1時間につき	530円
		半日	2,120円
		一日	4,240円
	B	1時間につき	380円
		半日	1,520円
		一日	3,040円

備考

- 1 この表において「半日」とは、営業の開始時間から正午まで又は正午から営業の終了時間までをいう。
- 2 この表において「1日」とは、営業の開始時間から営業の終了時間までをいう。

### 3 土地及び建物の利用料金

区 分		使用の単位		利用料金の額
土地及び駐車場	対価を得る場合	月単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり1月につき	940円
		時間単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	30円
	対価を得ない場合	月単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり1月につき	470円
		時間単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	20円
建物	対価を得る場合	月単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり1月につき	2,830円
		時間単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	90円
	対価を得ない場合	月単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり1月につき	1,410円
		時間単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	50円

#### 備考

- この表において「対価」とは、使用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
- 使用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもって土地又は建物若しくは駐車場を使用するときの利用料金の額は、対価を得る場合の利用料金の額とする。
- 使用面積が1平方メートル未満であるとき又はその使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 月の中途から使用を開始する場合又は月の中途で使用を終了する場合のその月の利用料金の額は、日割りをもって計算するものとする。

- 5 使用時間が1時間未満であるとき又はその使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。